

八王子市サテライトオフィス設置に伴う
移住アシスト奨励金及び移住記念品交付要綱

令和3年(2021年)7月1日

(目的)

第1条

この要綱は、八王子市の定住人口の維持、交流人口及び活動人口の増加を図るため、「八王子市サテライトオフィス設置補助金」を活用し、市内にサテライトオフィスを設置する企業の従業員に対して、本市への移住を奨励するための移住アシスト奨励金及び移住記念品を交付することについて、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

(1) 移住

市内に転入し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されるとともに、市内に生活の本拠を置くことをいう。ただし、転勤、進学その他の外的要因による転入を除く。

(2) 定住

2年以上本市の住民基本台帳に記録され、生活の本拠を有することをいう。

(3) サテライトオフィス等

サテライトオフィス等とは、所属するオフィス以外での遠隔勤務用の施設を指す。

(4) 移住者等

市内にサテライトオフィスが設置されることが決まったことにより、市内に転入した者又は転入予定者で、それ以前においては、1年以上市内に住所を有していない者をいう。

(対象者及び交付要件)

第3条

移住アシスト奨励金及び移住記念品の交付対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 八王子市サテライトオフィス設置補助金を活用して、市内にサテライトオフィスを設置する民間企業の従業員であること。

(2) 他自治体から転入し、本市に2年以上の定住を誓約できる移住者等であること。

- (3) 移住者の転入又は転入予定日が、令和3年(2021年)7月1日から令和4年(2022年)3月31日であること。
- (4) 申請者及び世帯員の申請後2年間の転出入について必要に応じて市長が調査することに同意できること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 申請時に市内に、対象住宅以外の居住の用に供する建物(共同住宅、長屋及び併用住宅を含む。)を所有していないこと。
- (7) 本市において市民税又は国民健康保険税を滞納していないこと。
- (8) 市が行うアンケート等の回答等に協力できること。

第4条

この要綱による奨励金の交付は、予算の範囲内とし、同一世帯につき1回限りとする。

(移住アシスト奨励金及び移住記念品)

第5条

移住アシスト奨励金は、1世帯に対して100,000円とする。

第6条

移住記念品は、市のふるさと納税返礼品のうち、品代と送料見込を合わせて予算額以内で、1年中提供可能な返礼品のなかから、記念品候補を選定し、記念品候補から移住者が1品を選択する。

(移住アシスト奨励金及び移住記念品の交付申請)

第7条

交付金の交付を受けようとするものは、八王子市サテライトオフィス設置に伴う移住アシスト奨励金及び移住記念品交付申請書(様式第1号)を提出するか、東京共同電子申請・届出サービスを用いて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定に基づく申請の受付は、先着順とし、市の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を停止する。

3 同時に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し交付を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行ったもので抽選を行い、順位をつけた上で当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(移住アシスト奨励金及び移住記念品の交付決定)

第8条

市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、奨励金及び移住記念品の交付を決定し、八王子市サテライトオフィス設置に伴う移住アシスト奨励金及び移住記念品交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

2 市長は、前条の規定による審査の結果、奨励金の交付が適当でないと認めるときは、八王子市サテライトオフィス設置に伴う移住アシスト奨励金及び移住記念品不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知する。

(奨励金及び移住記念品の交付)

第9条

市長は、前条第1項の交付決定を行った申請者に対して、通知後速やかに奨励金及び移住記念品を交付する。

(交付決定の取消し等)

第10条

市長は、移住アシスト奨励金及び移住記念品の交付を受けた者が次の各号いずれかに該当したときは、移住アシスト奨励金及び移住記念品の交付の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に移住アシスト奨励金及び移住記念品が交付されているときは、移住アシスト奨励金の一部又は全部について、期限を定めて返還を求めることができる。なお、移住記念品については、返還を求めない。

(1) 偽りその他不正手段により交付決定を受けたとき。

(2) 第3条の条件に該当しなくなったとき。

(3) その他交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、八王子市サテライトオフィス設置に伴う移住アシスト奨励金交付取消通知書兼返還依頼書(様式第3号)により、対象者に通知する。

(その他)

第11条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和3年(2021年)7月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

八王子市サテライトオフィス設置に伴う移住アシスト奨励金及び移住記念品交付申請書

年 月 日

八王子市長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

次のとおり八王子市サテライトオフィス設置に伴う移住アシスト奨励金及び移住記念品の交付を申請します。

1 移住者の概要

(1)移住(予定)日	年 月 日
(2)移住前の住所	
(3)移住後の住所	

2 移住者の世帯構成

(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日	勤務先の名称	移住者に ○印	備考
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

3 支払口座

銀行名	支店名	支店 コード	口座番号	口座名義(申請者名 義)(フリガナ)

4 希望する移住記念品

(希望する記念品に○印)

(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		

様式第2号(第8条関係)

令和 年(年) 月 日

殿

八王子市長 石森孝志

八王子市サテライトオフィス設置に伴う
移住アシスト奨励金及び移住記念品交付決定通知書

令和 年(年) 月 日 付で申請のありました八王子市サテライトオフィス設置に伴う移住アシスト奨励金及び移住記念品につきまして、下記のとおり交付することを決定しましたので、八王子市サテライトオフィス設置に伴う移住アシスト奨励金及び移住記念品交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 八王子市サテライトオフィス設置に伴う移住アシスト奨励金の額
円
- 2 振込予定日
令和 年(年) 月 日
- 3 移住記念品

様式第3号(第10条関係)

令和 年(年) 月 日

殿

八王子市長 石森孝志

八王子市サテライトオフィス設置に伴う移住アシスト奨励金
交付取消通知書兼返還依頼書

令和 年(年) 月 日 付で申請のありました八王子市サテライトオフィス設置に伴う移住アシスト奨励金及び移住記念品につきまして、下記の理由により交付を取り消すことを決定しましたので、八王子市サテライトオフィス設置に伴う移住アシスト奨励金及び移住記念品交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

また、交付決定済の移住アシスト奨励金については、下記のとおり返還願います。

記

- 1 取消の理由
- 2 返還すべき金額
- 3 返還期限

様式第4号(第8条関係)

令和 年(年) 月 日

殿

八王子市長 石森孝志

八王子市サテライトオフィス設置に伴う
移住アシスト奨励金及び移住記念品不交付決定通知書

令和 年(年) 月 日 付で申請のありました八王子市サテライトオフィス設置に伴う移住アシスト奨励金及び移住記念品につきまして、次の理由により交付しないことに決定しましたので、八王子市サテライトオフィス設置に伴う移住アシスト奨励金及び移住記念品交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

交付しない理由